

し お ん

重要事項説明書

令和3年6月1日

株式会社 来成

しおん

利用契約重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法(及び児童福祉法)に基づく相談支援事業を提供します。当サービスの利用は、原則として計画相談支援の支給決定を受けた方が対象となります。

■ 目 目 ■

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域
4. 営業時間
5. 職員の体制
6. 事業の主たる対象とする障害の種別
7. 当事業所が提供する相談支援事業
8. 指定相談支援事業にかかる利用料等に関する事項
9. 虐待の防止のための措置に関する事項
10. その他運営に関する重要事項
11. 苦情等の受付について

1. 事業者

名称・法人種別:株式会社 来成
所在地 :熊本県宇城市小川町川尻 191-2
電話番号 :090-2338-6072
代表者氏名 :松下 幸治

2. 事業所の概要

名称 :しおん
事業所番号 :指定特定相談支援 4330200660
:指定障害児相談支援 4370200216
目的 :1 地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、
障害児の保護者又は障害者の介護を行う者からの相談に応じ、必
要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び
指定障害福祉サービス事業者との連絡調整その他の便宜を総合的
に供与すること。
2 支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者が障害福祉サービス
を適切に利用することができるよう、当該者の依頼を受けて、支給決定
に係る利用者の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービ
スの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス利用計画(利
用する障害福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者等を定め
た計画を言う。以下同じ)を作成するとともに、当該サービス利用計画に
基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、指定福祉サービス事
業者等その他の者との連絡調整その他の便宜を供与すること(以下「指
定相談支援」という。)

事務所所在地:熊本県八代市松江本町 7 番 24 号 1 階

電話番号 :090-2338-6072

管理者 :松下 幸治

事業の種類 :指定特定相談支援 指定障害児相談支援

運営方針 :1 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該
利用者の身体の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又はそ
の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等
のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、援
助を適切に行うものとする。
2 相談支援の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉
サービス機関などとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるもの
とする。
3 相談支援の実施に当たっては、利用者又は障害児の保護者の意向を
踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するように行うものとする。

- 4 相談支援の実施に当たっては、自らその提供する指定特定相談支援、指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

3. 事業実施地域

八代市・氷川町(但し、その限りではありません。)

4. 相談受付時間(サービス提供時間)

営業日 : 月曜 ~ 金曜日 (12月30日~1月3日までは休業します)

営業時間 : 8:30 ~ 17:30

5. 職員の体制

(主な職員の配置状況) *職員の配置については、指定基準を順守しています。

	人数	勤務形態	業務内容
管理者	1名	常勤兼務	事業所の運営管理
相談支援専門員	1名以上	常勤	相談支援

6. 事業の主たる対象とする障害の種類

特定なし

7. 当事業所が提供する相談支援事業

(1) サービス利用計画の作成

利用者ご本人やご家族の来所による面接または訪問を行い、心身の状況や生活環境を理解し、把握したうえで、適切な保健、医療、就労支援、教育等に係る福祉サービス等が、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス利用計画を作成します。

(2) 便宜の供与

サービス等利用計画作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価(以下、「モニタリング」という。)を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。

モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

(3) 各事業のサービス事業計画の変更

ご利用者がサービス利用計画の変更を希望された場合、または事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。

(4) その他

(1)から(3)までに付帯するその他必要な支援を行います。

8. 指定相談支援事業にかかる利用料等に関する事項

(1) 指定相談支援事業にかかる利用料金については、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額を受領する場合(法定代理受領)は、ご利用者の自己負担はありません。

*1単位10円

項目	40件未満	40件以上	ご利用者様の負担
機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)	18,640円(1864単位)		0円
機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)	17,640円(1764単位)		0円
機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)	16,720円(1672単位)		0円
機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)	16,220円(1622単位)		0円
サービス利用支援費	15,220円(1522単位)	7,320円(732単位)	0円
機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)	16,130円(1613単位)		0円
機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)	15,130円(1513単位)		0円
機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)	14,100円(1410単位)		0円
機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)	13,600円(1360単位)		0円
継続サービス利用支援費	12,600円(1260単位)	6,060円(606単位)	0円
機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)	20,270円(2027単位)		0円
機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)	19,270円(1927単位)		0円
機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)	18,420円(1842単位)		0円
機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)	17,920円(1792単位)		0円
障害児支援利用援助費	16,920円(1692単位)	8,150円(815単位)	0円
機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	17,240円(1724単位)		0円
機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	16,240円(1624単位)		0円
機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅲ)	15,270円(1527単位)		0円
機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)	14,760円(1476単位)		0円
継続障害児支援利用援助費	13,220円(1322単位)	6,610円(661単位)	0円

その他加算 (1月につき)

項目	料金	ご利用者様の負担
利用者負担上限額管理加算	1500円(150単位)	0円
初回加算(者)	3,000円(300単位)	0円
初回加算(児)	5,000円(500単位)	0円
主任相談支援専門員配置加算	1,000円(100単位)	0円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,000円(200単位)	0円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	1,000円(100単位)	0円

退院・退所加算（1回につき）	2,000円(200単位)	0円
居宅介護支援事業所等連携加算 (訪問・会議参加・情報提供それぞれ月1回限度)	3,000円(300単位)情報提供以外 1,000円(100単位)情報提供	0円
保育・教育等移行支援加算 (訪問・会議参加・情報提供それぞれ月1回を限度)	3,000円(300単位)情報提供以外 1,000円(100単位)情報提供	0円
医療・保育・教育機関等連携加算	1,000円(100円単位)	0円
集中支援加算 (訪問・会議開催・会議参加それぞれ月1回を限度)	3,000円(300単位)	0円
サービス担当者会議実施加算	1,000円(100円単位)	0円
サービス提供時モニタリング加算	1,000円(100円単位)	0円
居宅介護支援事業所等連携加算	1000円(100単位)	0円
行動障害支援体制加算	350円(35単位)	0円
要医療児者支援体制加算	350円(35単位)	0円
精神障害者支援体制加算	350円(35単位)	0円
ピアサポート体制加算	1,000円(100単位)	0円
地域生活支援拠点等相談強化加算	7000円(700単位)	0円
地域体制強化共同支援加算	20000円(2000単位)	0円
特別地域加算	15パーセント加算	0円

(2) 上記費用の支払いを受ける場合には、ご利用者等に対し事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることにします。

(3) 上記費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる受領証を、ご利用者等に交付するものとします。

(4) 指定相談支援事業にかかる利用料金以外に4項に規定する通常の事業の実施地域以外の居宅等を訪問して指定相談支援を行う場合に要する交通費は、公共交通機関等利用した場合には、その実費を徴収することができる。

また自動車を使用した場合は、次の額を徴収するものとする。

金 額:1回訪問時に200円

支払方法:訪問時に現金にてお支払い下さい。

お支払いいただきましたら、必ず領収書をお渡ししますので保管をお願いします。

* 交通費の支払いについては、支払い能力があるにもかかわらずお支払い期限から3ヶ月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解除した上で、未払い分をお支払いしていただくことがあります。

9. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、ご利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 相談支援専門員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

10. その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所は、適切な相談支援が提供できるよう相談支援専門員の業務体制を整備するとともに、相談支援専門員の資質向上を図る為に研修の機会を確保します。
- (2) 相談支援専門員は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持します。
- (3) 相談支援専門員であった者が事業所の相談支援専門員でなくなった後においても、業務上知り得たご利用者、またはそのご家族の秘密を保持します。
- (4) 事業所は、ご利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援が終了してから5年間保存します。
- (5) ご利用者及びそのご家族の個人情報については、事業者が定める「個人情報保護規定」に基づき取り扱います。
- (6) 提供した相談支援に関して、ご利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置します。
- (7) 提供した指定相談支援に関し、市町村が行う文書、その他の物件の提出、若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及びご利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- (8) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力します。
- (9) 事業所は、従業者、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備します。

11. 苦情等の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付及び相談支援サービスに対する苦情やご意見、サービス利用計画の作成に関するご相談、ご利用者様の記録の情報開示等の請求は、以下の窓口で、相談員以外の職員が受け付けております。

1. 【苦情相談受付窓口(お客様相談窓口)】

しおん : 代表者 松下 幸治

電話番号 : 090-2338-6072

2.【その他苦情受付機関】

熊本県福祉サービス運営適正化委員会

電話番号：096-324-5471

FAX番号:096-324-5456

しおん相談支援事業所が提供する指定相談支援(指定障害児相談支援)事業のご利用に際し本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

住 所 宇城市小川町川尻 191-2

法 人 名 株式会社 来成

代表取締役 松下 幸治

説 明 者 相談支援専門員 _____ 印

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、しおん相談支援事業所指定特別相談支援(指定障害児相談支援)事業の利用開始に同意しました。

[利用者] 住 所 _____

氏 名 _____ 印

[代理人及び] 住 所 _____

氏 名 _____ 印